

議会第1号

塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

塩尻市ふれあいセンター条例（平成19年塩尻市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

平成28年6月2日

提出者 塩尻市議会議員 牧 野 直 樹

賛成者 同 古 畑 秀 夫

同 西 條 富 雄

同 永 井 泰 仁

同 村 田 茂 之

同 山 口 恵 子

同 柴 田 博

同 金 子 勝 寿